

令和2年9月（第15回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和2年9月24日（木）18:00～19:00

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

床本参事、小林総務課長、松岡学校教育課長、伊藤総務課副課長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和2年9月24日の第15回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。また、本日は、傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第40号 教育委員会の所管に属する職員の任免その他の処分に関する件」、「議案第41号 一般図書の選定について」、「議案第42号 宇部市立小中学校管理規則の一部改正の件」の3件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。議案第40号については人事案件のため非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： 意義がないようですので、議案第40号については非公開とします。

教 育 長： 次に、「議案第41号 一般図書の選定について」、事務局からお願いします。

事 務 局： 「議案第41号 一般図書の選定について」説明します。小中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書についてですが、これが使用できるのは、特別の教育課程による場合であって、検定済教科書それから文部科学省が作成する著作教科書を使用することが適当でない場合に限られています。そのため、採択の順序は、まず当該学年の検定済教科書を検討し、それが適さない場合は、その下の学年の検定済教科書を検討します。それでもさらに適さない場合は、文科省が作成する著作教科書を検討します。そして最終的に、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を検討するということとなります。この度、令和3年度の本市の一般図書については、使用を希望する小学校4校から、一般図書の選定の希望が出されています。東岐波

小学校、西岐波小学校、岬小学校、藤山小学校の4校が、今回希望しています。多くは一般図書の一覧にあるものですが、東岐波小学校と岬小学校から一覧表にないものが一部希望されました。この希望された図書は、一覧表に類似のものが多くあることや、これまで使用したことがあるもので、確認したところ、使用しても問題ないと考えています。

教 育 長： ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

委 員： 一般図書の希望がある学校が4校だけとなっていますが、なにか理由はありますか。

事 務 局： 特別支援学級に在籍する児童生徒について、まずは、同学年の教科書がその子どもに合っていればその教科書を使用します。それが合わなければ、次に下の学年の教科書を検討し、次に、文科省著作教科書で合わなければ一般図書を使用するということになりますので、一般図書を希望する学校は少なくなると考えられます。

委 員： この4校以外の子どもには、検定教科書等があるということでしょうか。

事 務 局： そのように理解していますが、教育支援課と一緒に、各学校に確認したいと思います。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第41号 一般図書の選定について」、承認するということがよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 次に、「議案第42号 宇部市立小中学校管理規則の一部改正の件」について、事務局からお願いします。

事 務 局： 今回の宇部市立小中学校管理規則の一部改正についてですが、この改正は、平成31年1月25日の中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」という答申が出ました。その答申の中で、学校における働き方改革を進めるにあたって、「学校及び教師が担う業務の明確化、適正化」、これを確実に実施するために、文部科学省が取り組むべき方策として、「学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデルを周知する」ことが、答申の中に示されています。それを受けて、このたび文部科学省から、7月17日付で、「教諭等の標準的な職務の明確に係る学校管理規則参考例等の送付について」及び「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」という通知がありました。この通知では、参考例を活用して、関係法令を整備して、教諭及び事務職員の標準的な職務の明確化を図って、教諭や事務職員がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備することが必要であるとされていることから、本市においても、この宇部市立小中学校管理規則第12条の2ということで、教諭等及び事務職員の標準的な職務内容を定める旨を追加して、改正を行うこととしました。第12条の次

にこの1条を加えるということで、12条の2として、教育長は、教諭等の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容、その他、教諭等の職務の遂行に関し、必要な事項を定めるものとするということと、事務職員の学校の運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務内容、その他事務職員の職務遂行に関し必要な事項を定めるものとするこの二つを付け加えることとしています。職務内容の具体については、別に要綱を策定することになります。これによって、現在、教員がやるべきことか、事務職員がやるべきことか曖昧になっている教諭、事務職員の仕事の内容を明確にして、さらには、教諭ではなく、業務アドバイザーや業務アシスタント、また部活動指導員が担うことができるもの等、そのあたりも明確にしていくための改正となっています。

教 育 長： ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

教 育 長： 具体的な職務内容については、今後教育委員会会議で示されるということによろしいですか。

事 務 局： 要綱については、次回の教育委員会会議でお示しできればと考えています。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第42号 宇部市立小中学校管理規則の一部改正の件」について、承認するということによろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、その他の事項についてお願いします。

事 務 局： 8月分の寄附の報告をします。8月5日、匿名の方から3,000円、小中学校教育資金として、平成24年度から通算100回目の御寄附をいただきました。8月27日、株式会社アモダ代表取締役寺田秀幸様から特別支援教育における情操教育充実と子育て充実のためとして、2,000,000円の御寄附をいただきました。

教 育 長： 他になにかありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。